

2024年6月3日  
財務課

## コミュニティ真鶴の指定管理者を募集します

真鶴町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び真鶴町立コミュニティ真鶴条例（令和6年真鶴町条例第3号）第2条の規定により、本年10月から町立コミュニティ真鶴に指定管理者制度を導入します。

指定管理者制度は、公の施設の管理を民間事業者等に任せることにより、より効率的な運用を図る公民連携手法のひとつです。

## 【コミュニティ真鶴の設置目的】

住民が自らの活動を通じ相互の交流を深めるとともに、文化活動によるまちづくりの推進を図り、多様な町民活動を支える拠点とします。

## 【公募の日程】

|                  | 2024年（令和6年）            |
|------------------|------------------------|
| ① 募集要項等の配布       | 6月3日（月）～7月31日（水）       |
| ② 申請書の受付         | 7月18日（木）～7月31日（水）17時必着 |
| ③ 選定委員会及び選定結果の通知 | 8月中旬を予定                |
| ④ 指定管理者の指定       | 9月中旬予定                 |
| ⑤ 指定管理の開始        | 10月1日                  |

詳細は、町公式ホームページの公募ページをご参照ください。

<https://www.town.manazuru.kanagawa.jp/soshiki/zaimu/zaisei/3041.html>



二次元バーコードはこちら

## お問い合わせ先

財務課長 露木 勝也 電話：0465-68-1131 内線 350



幸せをつくる真鶴時間